

令和5年9月定例会

教育産業委員会資料
(産業振興部)

秋田市リフレッシュガーデン条例新旧対照表

改正案	現行
第1条および第2条 (略) <u>(利用の許可)</u>	第1条および第2条 (略) <u>(使用の許可)</u>
第3条 リフレッシュガーデンの施設を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。	第3条 リフレッシュガーデンを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。
2 (略) <u>(利用料金)</u>	2 (略) <u>(使用料等)</u>
第4条 前条第1項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、リフレッシュガーデンの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を第13条の規定によりリフレッシュガーデンの管理を行うもの(以下「指定管理者」という。)に支払わなければならない。	第4条 リフレッシュガーデンの使用料は、別表に定めるとおりとする。
2 利用料金は、別表に定める額の範囲内とする。 <u>(利用料金の收受)</u>	2 前項の使用料は、使用を許可する際に徴収する。
第5条 指定管理者は、利用料金を自己の収入として收受するものとする。 <u>(利用料金の承認)</u>	3 前項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めるときは、第1項の使用料を後納させることができる。
第6条 利用料金は、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。これを変更するときも、同様とする。	
2 市長は、前項の承認の申請があった場合において、当該申請に係る利用料金が適正と認められるときは、これを承認するものとする。	
3 市長は、前項の規定による承認をしたときは、速やかに承認した利用料金を公表するものとする。	
4 指定管理者は、第2項の規定による承認を受けた利用料金をリフレッシュガーデンにおいて公衆の見やすいように掲示しておかなければならない。 <u>(利用料金の減免)</u>	<u>(使用料の減免)</u>
第7条 指定管理者は、特別な理由があると認めるときは、 <u>利用料金を減免</u> することができる。	第5条 市長は、 <u>公益上特に必要があると認めるときは、前条の使用料を減免</u> することができる。 <u>(使用料の不還付)</u>
<u>(利用料金の不還付)</u>	第6条 既納の使用料は、 <u>還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。</u>
第8条 指定管理者が既に収入として收受した利用料金は、 <u>還付することができない。ただし、指定管理者が特</u>	

別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(利用の制限等)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、リフレッシュガーデンの利用を制限し、もしくは停止し、又は利用の許可を取り消し、もしくは利用を許可しないことができる。

- (1) および(2) (略)
- (3) 利用の許可条件に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が利用させることを不相当と認めるとき。

(目的外利用等の禁止)

第10条 利用者は、許可を受けた目的以外にリフレッシュガーデンの施設を利用し、又はその権利を譲渡し、もしくは転貸してはならない。

(原状回復の義務)

第11条 利用者は、リフレッシュガーデンの利用を終えたとき、又は第9条の規定により利用を停止されたとき、もしくは利用の許可を取り消されたときは、直ちに当該施設又はその附属設備を原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第12条 利用者は、リフレッシュガーデンの施設又はその附属設備を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(指定管理者)

第13条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、リフレッシュガーデンの管理を法人その他の団体であつて市長が指定するものに行わせることができる。

(指定管理者が行う管理の基準)

第14条 指定管理者は、この条例および他の条例に定めるもののほか、開場時間および休場日に関する基準その他の規則で定める管理の基準に従つて、リフレッシュガーデンの管理を行わなければならない。

(指定管理者が行う業務)

第15条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) リフレッシュガーデンの利用の許可に関すること。

(使用の制限等)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、リフレッシュガーデンの使用を制限し、もしくは停止し、又は使用の許可を取り消し、もしくは使用を許可しないことができる。

- (1) および(2) (略)
- (3) 使用の許可条件に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が使用させることを不相当と認めるとき。

(目的外使用等の禁止)

第8条 第3条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可を受けた目的以外にリフレッシュガーデンを使用し、又はその権利を譲渡し、もしくは転貸してはならない。

(原状回復の義務)

第9条 使用者は、リフレッシュガーデンの使用を終えたとき又は第7条の規定により使用を停止されたときもしくは使用の許可を取り消されたときは、直ちに当該施設又はその附属設備を原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第10条 使用者は、リフレッシュガーデンの施設又はその附属設備を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(2) リフレッシュガーデンの利用の制限および停止なら
びに利用の許可の取消しに関すること。

(3) リフレッシュガーデンの施設、附属設備等の維持管
理に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長がリフレッシュガ
ーデンの管理運営上必要と認める業務

第16条 (略)

別表 (第4条関係)

施 設	区 分	単 位	利用料金の 限度額
(略)			

備考

1 および2 (略)

3 この表に掲げる利用料金の限度額には、ゴルフ場
利用税の額を含まない。

第11条 (略)

別表 (第4条関係)

施 設	区 分	単 位	金 額
(略)			

備考

1 および2 (略)

3 この表に掲げる使用料の額には、ゴルフ場利用税
の額を含まない。

秋田市公設地方卸売市場業務条例新旧対照表

改 正 案	現 行												
<p>目次 (略)</p> <p>第1条 (略) (市場の名称、位置および面積)</p> <p>第2条 市場の名称、位置および面積は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">名称</th> <th style="width: 40%;">位置</th> <th style="width: 40%;">面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>秋田市公設地方卸売市場</td> <td>秋田市外旭川字待合28番地</td> <td>139,520平方メートル</td> </tr> </tbody> </table> <p>(取扱品目)</p> <p>第3条 市場の取扱品目は、次の各号に掲げる部類ごとに、それぞれ当該各号に掲げる物品とする。</p> <p>(1) および(2) (略)</p> <p>(3) <u>花き部 花き</u></p> <p>2 (略)</p> <p>第4条および第5条 (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">第2章 市場関係事業者</p> <p style="padding-left: 40px;">第1節 卸売業者</p> <p style="padding-left: 60px;">(卸売業者の数の最高限度)</p> <p>第6条 卸売業者の数の最高限度は、次の各号に掲げる取扱品目の部類ごとに、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) および(2) (略)</p> <p>(3) <u>花き部 1</u></p> <p>第6条の2および第7条 (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">(保証金の額)</p> <p>第8条 前条第1項の保証金は現金とし、その額は次の各号に掲げる取扱品目の部類ごとにそれぞれ当該各号に定める金額の範囲内で規則で定める。</p> <p>(1) <u>青果部 200万円以上1,000万円以下</u></p> <p>(2) <u>水産物部 200万円以上1,000万円以下</u></p> <p>(3) <u>花き部 120万円以上800万円以下</u></p> <p>第9条～第11条の9 (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">第2節 仲卸業者</p> <p style="padding-left: 40px;">(仲卸業者の数の最高限度)</p> <p>第12条 仲卸業者(次条第1項の規定により市長の承認を受けて仲卸しの業務(市長が市場内に設置する店舗において市場の卸売業者から卸売を受けた取扱品目の部類に属する物品を仕分けし、又は調製して</p>	名称	位置	面積	秋田市公設地方卸売市場	秋田市外旭川字待合28番地	139,520平方メートル	<p>目次 (略)</p> <p>第1条 (略) (市場の名称、位置および面積)</p> <p>第2条 市場の名称、位置および面積は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">名称</th> <th style="width: 40%;">位置</th> <th style="width: 40%;">面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>秋田市公設地方卸売市場</td> <td>秋田市外旭川字待合28番地</td> <td>136,376平方メートル</td> </tr> </tbody> </table> <p>(取扱品目)</p> <p>第3条 市場の取扱品目は、次の各号に掲げる部類ごとに、それぞれ当該各号に掲げる物品とする。</p> <p>(1) および(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第4条および第5条 (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">第2章 市場関係事業者</p> <p style="padding-left: 40px;">第1節 卸売業者</p> <p style="padding-left: 60px;">(卸売業者の数の最高限度)</p> <p>第6条 卸売業者の数の最高限度は、次の各号に掲げる取扱品目の部類ごとに、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) および(2) (略)</p> <p>第6条の2および第7条 (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">(保証金の額)</p> <p>第8条 前条第1項の保証金は現金とし、その額は<u>200万円以上1,000万円以下の金額の範囲内で規則で定める。</u></p> <p>第9条～第11条の9 (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">第2節 仲卸業者</p> <p style="padding-left: 40px;">(仲卸業者の数の最高限度)</p> <p>第12条 仲卸業者(次条第1項の規定により市長の承認を受けて仲卸しの業務(市長が市場内に設置する店舗において市場の卸売業者から卸売を受けた取扱品目の部類に属する物品を仕分けし、又は調製して</p>	名称	位置	面積	秋田市公設地方卸売市場	秋田市外旭川字待合28番地	136,376平方メートル
名称	位置	面積											
秋田市公設地方卸売市場	秋田市外旭川字待合28番地	139,520平方メートル											
名称	位置	面積											
秋田市公設地方卸売市場	秋田市外旭川字待合28番地	136,376平方メートル											

販売する業務をいう。以下同じ。)を行う者をいう。以下同じ。)の数の最高限度は、次の各号に掲げる取扱品目の部類ごとに、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1)および(2) (略)

(3) 花き部 3

第13条～第40条 (略)

(卸売業者の決済の方法)

第41条 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、委託者に対して、その卸売をした日の翌日までに、当該卸売をした物品の品目、等級、単価（せり売もしくは入札又は相対取引に係る価格をいう。以下この条において同じ。）、数量、単価と数量の積の合計額および当該合計額の100分の8（消費税法（昭和63年法律第108号）別表第1第1号に規定する飲食料品以外の物品にあっては、100分の10。以下この項および第43条第1項において同じ。）に相当する金額（当該委託者の責めに帰すべき理由により第44条ただし書の規定による卸売代金の変更をした物品については、当該変更に係る品目、等級、単価、数量、単価と数量の積の合計額および当該合計額の100分の8に相当する金額）、控除すべき委託手数料および当該卸売に係る費用のうち委託者の負担となる費用の項目と金額（消費税額および地方消費税額を含む。）ならびに差引仕切金額（以下「売買仕切金」という。）を明記した売買仕切書を送付しなければならない。ただし、売買仕切書の送付について委託者との特約がある場合は、その特約の期日までに送付しなければならない。

2および3 (略)

第41条の2および第42条 (略)

(買受代金の決済の方法)

第43条 (略)

2 仲卸業者は、その承認に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等を卸売業者以外の者から買い受けたときは、当該卸売業者以外の者との間において締結した契約に基づく支払期日および支払方法により支払わなければならない。

3 (略)

第44条 (略)

第45条 削除

販売する業務をいう。以下同じ。)を行う者をいう。以下同じ。)の数の最高限度は、次の各号に掲げる取扱品目の部類ごとに、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1)および(2) (略)

第13条～第40条 (略)

(卸売業者の決済の方法)

第41条 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、委託者に対して、その卸売をした日の翌日までに、当該卸売をした物品の品目、等級、単価（せり売もしくは入札又は相対取引に係る価格をいう。以下この条において同じ。）、数量、単価と数量の積の合計額および当該合計額の100分の8（所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第34条第1項第1号に規定する飲食料品以外の物品にあっては、100分の10。以下この項および第43条第1項において同じ。）に相当する金額（当該委託者の責めに帰すべき理由により第44条ただし書の規定による卸売代金の変更をした物品については、当該変更に係る品目、等級、単価、数量、単価と数量の積の合計額および当該合計額の100分の8に相当する金額）、控除すべき委託手数料および当該卸売に係る費用のうち委託者の負担となる費用の項目と金額（消費税額および地方消費税額を含む。）ならびに差引仕切金額（以下「売買仕切金」という。）を明記した売買仕切書を送付しなければならない。ただし、売買仕切書の送付について委託者との特約がある場合は、その特約の期日までに送付しなければならない。

2および3 (略)

第41条の2および第42条 (略)

(買受代金の決済の方法)

第43条 (略)

2 仲卸業者は、その許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等を卸売業者以外の者から買い受けたときは、当該卸売業者以外の者との間において締結した契約に基づく支払期日および支払方法により支払わなければならない。

3 (略)

第44条 (略)

(奨励金等の交付の届出)

第45条 卸売業者は、奨励金等を交付したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

第4章 卸売の業務に関する品質管理

第46条～第57条 (略)

第7章 市場運営協議会および市場取引委員会
(市場運営協議会の設置)

第58条 (略)

2 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

3 および 4 (略)

(市場取引委員会の設置)

第59条 (略)

2 (略)

3 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

4～6 (略)

第8章 雑則

第60条～第69条 (略)

別表 (第53条関係)

種 別	金 額
卸売業者市場 使用料	卸売場の面積1平方メートルにつき 月額537円 (花き部にあつては、卸 売金額の1000分の4に相当する額お よび卸売場の面積1平方メートルに つき月額159円)
屋外卸売場使 用料	1平方メートルにつき月額42円
仲卸業者市場 使用料	仲卸売場の面積1平方メートルにつ き月額636円 (花き部にあつては、 仲卸業者がその承認に係る花きを卸 売業者以外の者から買い入れた場合 におけるその買い入れた物品の販売 金額 (消費税額および地方消費税額 を含む。) の1000分の4および仲卸 売場の面積1平方メートルにつき月 額795円)
買荷保管積込 所使用料	1平方メートルにつき月額133円 (花き部にあつては、1平方メート ルにつき月額265円)
(略)	
卸売業者事務 所使用料	1平方メートルにつき月額530円 (花き部にあつては、1平方メート ルにつき月額636円)
仲卸業者事務 所使用料	1平方メートルにつき月額530円 (花き部にあつては、1平方メート ルにつき月額636円)
倉庫使用料	1平方メートルにつき月額636円 (花き部にあつては、1平方メート

第4章 卸売の業務に関する品質管理

第46条～第57条 (略)

第7章 市場運営協議会および市場取引委員会
(市場運営協議会の設置)

第58条 (略)

2 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

3 および 4 (略)

(市場取引委員会の設置)

第59条 (略)

2 (略)

3 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

4～6 (略)

第8章 雑則

第60条～第69条 (略)

別表 (第53条関係)

種 別	金 額
卸売業者市場 使用料	卸売場の面積1平方メートルにつき 月額537円
仲卸業者市場 使用料	仲卸売場の面積1平方メートルにつ き月額636円
買荷保管積込 所使用料	1平方メートルにつき月額133円
(略)	
卸売業者事務 所使用料	1平方メートルにつき月額530円
仲卸業者事務 所使用料	1平方メートルにつき月額530円
倉庫使用料	1平方メートルにつき月額636円

	<u>ルにつき月額795円)</u>		
保温庫使用料	<u>1平方メートルにつき月額244円</u>		
	(略)		(略)
	(略)	電話設備使用料	<u>1基につき月額477円</u>
			(略)
備考 <u>卸売金額および販売金額に係る市場使用料以外の市場使用料については、消費税額および地方消費税額を別途徴収するものとする。</u>		備考 <u>消費税額および地方消費税額は、別途徴収するものとする。</u>	

秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例新旧対照表（附則第12項関係）

改正案		現行	
第1条～第6条（略）		第1条～第6条（略）	
別表第1（略）		別表第1（略）	
別表第2（第2条関係）		別表第2（第2条関係）	
種 別	報 酬 額	種 別	報 酬 額
(略)		(略)	
		中央卸売市場運営協議会委員	日額 7,000円
		中央卸売市場取引委員会委員	日額 7,000円
(略)		(略)	
備考（略）		備考（略）	

十八石堰地区県営農地中間管理機構関連ほ場整備事業の施行に伴う 字の区域の変更について

十八石堰地区県営農地中間管理機構関連ほ場整備事業の施行に伴い、道路および水路の配置が変更され、字の区域を変更する必要が生じたことから、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を求めるもの。

1 十八石堰地区県営農地中間管理機構関連ほ場整備事業

- (1) 事業期間 平成30年度～令和5年度
- (2) 施行面積 17.9ヘクタール
- (3) 総事業費 5億4,100万円
- (4) 負担割合 国62.5%、県27.5%、市10.0%、地元0%



2 変更する字の区域

別紙のとおり

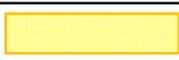
3 今後の予定

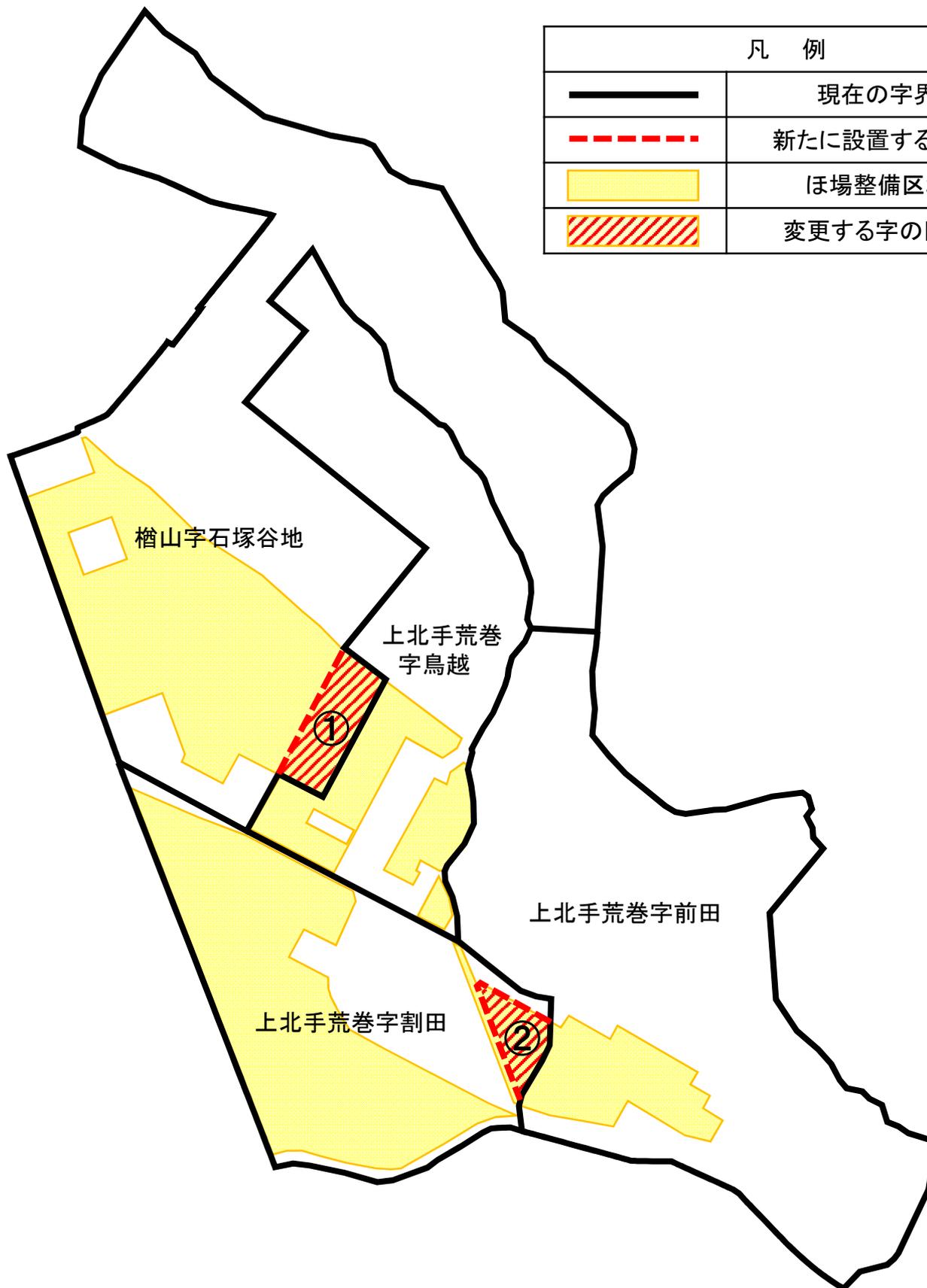
令和5年10月 字の区域変更について告示

令和6年3月 県が換地処分公告（公告の翌日から区域変更）

(別紙) 変更する字の区域

凡 例		
番号	現在の字の区域	新しい字の区域
①	檜山字石塚谷地	上北手荒巻字鳥越
②	上北手荒巻字割田	上北手荒巻字前田

凡 例	
	現在の字界
	新たに設置する字界
	ほ場整備区域
	変更する字の区域



公共施設に係る使用料等の見直しについて

1 取組の概要

本市では、物価高騰等の社会経済情勢の変化を踏まえ、第8次秋田市行政改革大綱の取組項目の一つに位置付けた「受益と負担の適正化」を図るため、次の見直し方針に基づき、公共施設の使用料等の改定要否について検討を進めてきたところであり、今後、関係条例を改正した上で令和6年度から新料金へ移行したい。

2 見直しの方針

(1) 施設の範囲

公共施設の行政サービスを施設の性質に応じて分類し、次の施設は見直し対象から除外する。

ア 市民生活において必需性が高い施設（図1 ①③）

イ 受益者負担割合が50%又は100%の施設（図1 ②④）のうち、現行料金と算定料金の乖離が10%未満となる施設

ウ 現在、使用料等を徴収していない施設（コミュニティセンター、老人いこいの家など）

エ 開設から間もない施設、改修中の施設等（文化創造館、千秋美術館など）

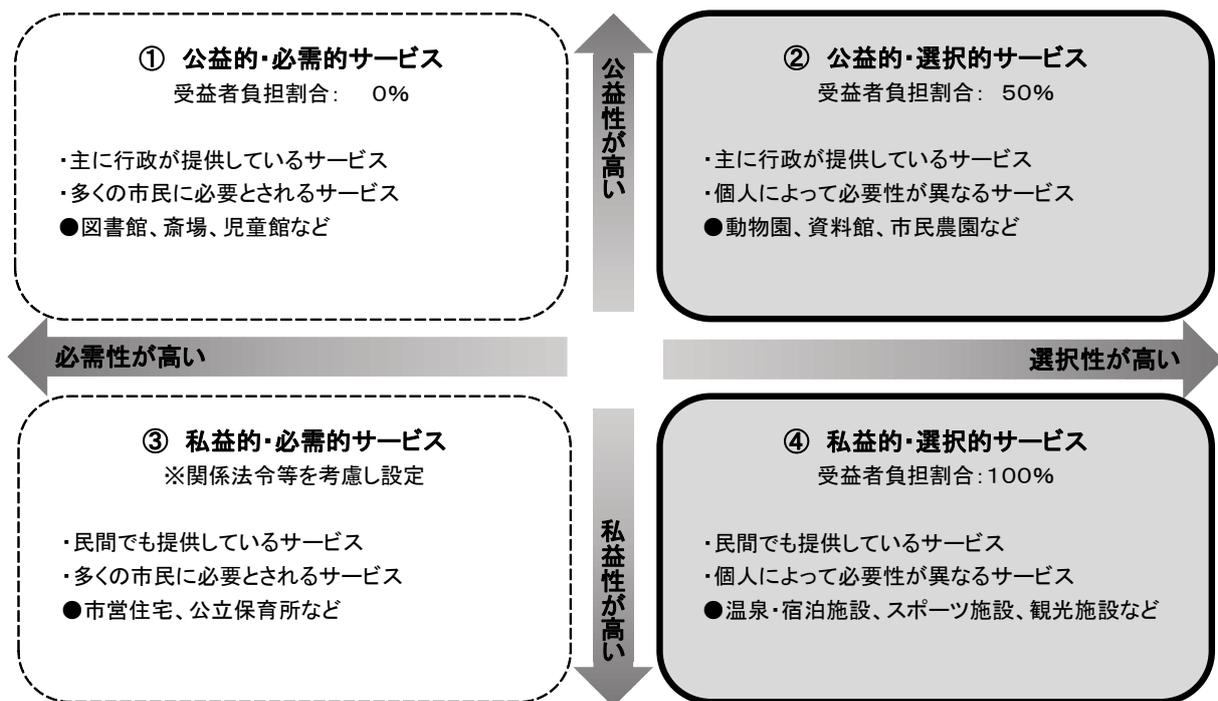


図1：公共施設のサービス分類と主な施設

(2) 使用料等改定の考え方

- ア 算定料金（管理原価^{*1}×受益者負担割合）に基づき改定後料金を設定する。
- イ 利用者の急激な負担増に配慮し、現行料金の1.5倍を上限（激変緩和措置）として改定後料金を設定する。
- ウ 民間施設や他自治体施設の料金区分・水準、本市の同類施設における統一性なども考慮する。

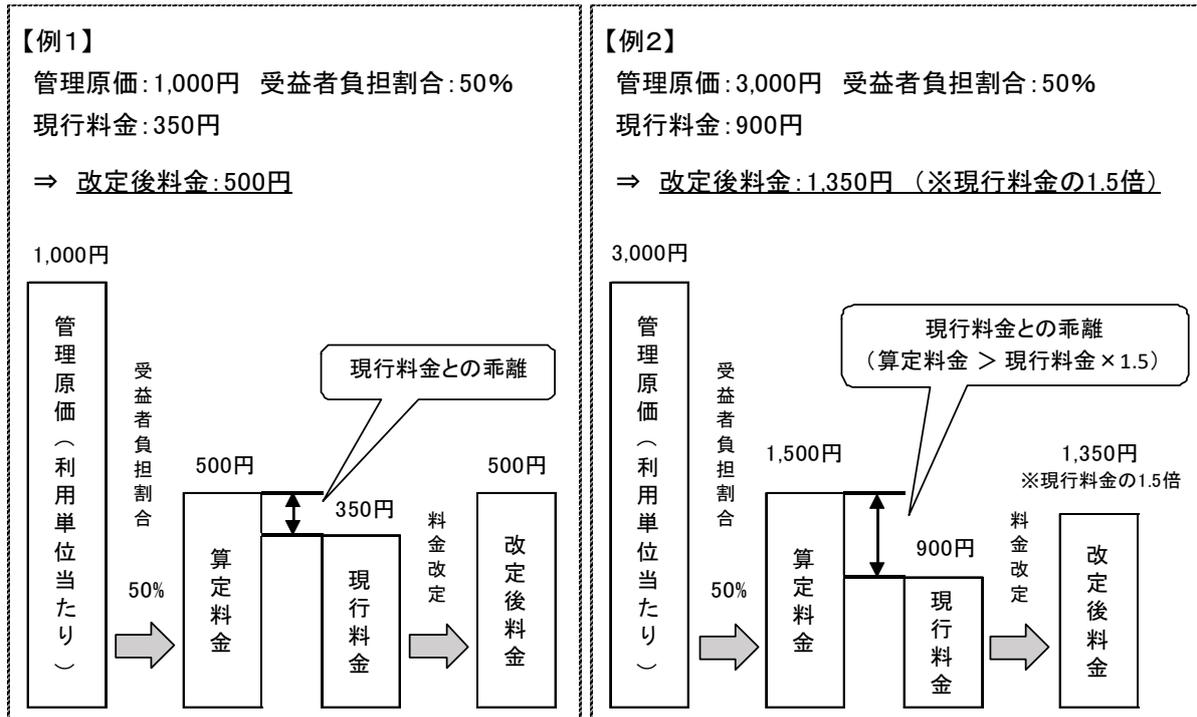


図2：改定のイメージ

*1【参考】管理原価

年間管理運営費（人にかかるコスト+物にかかるコスト）をもとに、施設の利用形態に応じて、①1㎡・1時間当たり又は②利用者1人当たりに要する金額のこと。

- ① 貸室（会議室、和室、ホール等）など、一定の区画を貸し出す施設

管理原価 = 年間管理運営費 ÷ 貸出区画の総面積 ÷ 年間貸出可能時間

- ② 観光施設など、不特定多数の個人が同時に利用する施設

管理原価 = 年間管理運営費 ÷ 年間利用者数

3 改定対象施設

今回検討対象とした全510施設のうち、2の「見直しの方針」に基づき、353施設を改定対象とする。このうち、市民の日常的な使用に関わる改定が63施設、そのほか営利目的等に使用する場合は都市公園や学校など290施設となっている。

表1 改定対象施設数

項 目		施設数	備 考
検 討 対 象 施 設		510	
見直し対象から除外	ア 受益者負担割合0%に分類している施設	48	図書館、斎場、児童館など
	イ 関係法令等を考慮し、料金設定をすることとしている施設	32	市営住宅、公立保育所など
	ウ 現行料金と算定料金の乖離が10%未満となる施設	4	新屋ガラス工房、園芸振興センターなど
	エ 現在、使用料等を徴収していない施設	53	コミュニティセンター、老人いこいの家、交流センターなど
	エ 開設から間もない施設、改修中の施設等	20	文化創造館、千秋美術館など
小 計		157	
改 定 対 象 施 設		353	

表2 改定対象施設数内訳（所管部局別）

所 管 部 局	施設数	うち日常的な使用に関わる改定※1	備 考
観光文化スポーツ部	42	42	八橋運動公園、市立体育館、大森山動物園など
市民生活部	9	1	市民サービスセンター※1、河辺岩見温泉交流センター
福祉保健部	1	1	河辺総合福祉交流センター
産業振興部	11	11	市民農園、勤労者総合福祉センターなど
建設部	226	7	太平山スキー場、都市公園※1など
教育委員会	64	1	小・中・高等学校※1、太平山自然学習センター
改定対象施設	353	63	(減額改定対象：3施設)

※1 営利目的等の使用料を改定する市民サービスセンター（8施設）、都市公園（219施設）、小・中・高等学校（63施設）の計290施設を除く改定対象施設数

4 定期的な見直しの実施

定期的に行政サービスに要する費用等を把握し、4年（行政改革大綱の計画期間）ごとに使用料等の改定要否を検討する。ただし、社会経済情勢に大きな変化がある場合などは、適宜検討する。

使用料等改定対象施設一覧表

教育産業委員会資料

この一覧表は、各施設のうち「コスト計算をした諸室」について算定料金等をまとめたものであり、各施設の詳細な改定後料金については使用料等改定対象施設概要書をご覧ください。

緑色のセルは、指定管理者制度導入施設

サービス分類
 ①公益的・必需的 - %
 ②公益的・選択的 50%
 ③私益的・必需的 - %
 ④私益的・選択的 100%

激変緩和適用一〇

No.	改正条例	所管課所室	施設名	施設名2	諸室名	受益者負担割合	現行料金(円)	算定料金(円)	激変緩和適用	改定後料金(円)	施設概要書No
1	秋田市市民農園条例	産業企画課	秋田市雄和奥椿岱地区第一市民農園		市民農園	50%	105	196		130	1
2			秋田市雄和前椿岱地区市民農園		市民農園	50%	105	137		130	2
3			秋田市雄和奥椿岱地区第二市民農園		市民農園	50%	105	205		130	3
4			秋田市仁井田地区市民農園		市民農園	50%	115	138		130	4
5	秋田市雄和体験学習交流施設条例	産業企画課	秋田市雄和体験学習館		研修室1	50%	310	265		200	5
6					研修室2	50%	310	133		200	5
7			秋田市雄和椿台交流会館		研修室	50%	210	75		100	6
8					休憩ホール	50%	210	80		100	6
9					交流ホール	50%	210	155		100	6
10	秋田市リフレッシュガーデン条例	産業企画課	秋田市リフレッシュガーデン		ゴルフ場	100%	1,630	3,588	○	2,445	7
11	秋田市中高齢労働者福祉センター条例	産業企画課	秋田市中高齢労働者福祉センター		第一研修室	100%	1,079	3,639	○	1,618	8
12					第二研修室	100%	534	1,727	○	801	8
13					講習室	100%	534	2,034	○	801	8
14					第一クラブ室	100%	639	1,392	○	958	8
15					第二クラブ室	100%	210	6,491	○	315	8
16					体育館(個人利用)	100%	210	719	○	315	8
17					プール	100%	210	719	○	315	8
18					トレーニング室	100%	210	719	○	315	8
19					スポーツサウナ	100%	340	554	○	510	8
20	秋田市勤労者体育センター条例	産業企画課	秋田市勤労者体育センター		体育館(全面)	100%	1,571	8,647	○	2,356	9

使用料等改定対象施設一覧表

教育産業委員会資料

この一覧表は、各施設のうち「コスト計算をした諸室」について算定料金等をまとめたものであり、各施設の詳細な改定後料金については使用料等改定対象施設概要書をご覧ください。

緑色のセルは、指定管理者制度導入施設

サービス分類
 ①公益的・必需的 - %
 ②公益的・選択的 50%
 ③私益的・必需的 - %
 ④私益的・選択的 100%

激変緩和適用一〇

No.	改正条例	所管課所室	施設名	施設名2	諸室名	受益者負担割合	現行料金(円)	算定料金(円)	激変緩和適用	改定後料金(円)	施設概要書No	
21	秋田市勤労者体育センター条例	産業企画課	秋田市勤労者体育センター		体育館(個人利用)	100%	105	7,867	○	157	9	
22	秋田市勤労者総合福祉センター条例	産業企画課	秋田市勤労者総合福祉センター		多目的ホール	100%	27,500	22,874		22,874	10	
23					第1リハーサル室	100%	2,200	2,591		2,591		10
24					第2リハーサル室	100%	2,200	3,748	○	3,300		10
25					第1会議室	100%	6,600	10,031	○	9,900		10
26					第2会議室	100%	6,600	3,638		3,638		10
27					第3会議室	100%	6,600	5,732		5,732		10
28					第4会議室	100%	-	6,228		6,228		10
29					和室文化教室	100%	4,400	2,425		2,425		10
30					茶室	100%	4,400	1,268		2,200		10
31					和室サークル室第1~2	100%	2,200	1,323		1,323		10
32					サークル室	100%	2,200	2,866		2,866		10
33					視聴覚室	100%	6,600	5,181		5,181		10
34					調理実習室	100%	6,600	5,898		5,898		10
35					体育館	100%	8,800	71,652	○	13,200		10
36					エクササイズルーム	100%	2,200	4,409	○	3,300		10
37					体育館(個人利用)	100%	660	7,246	○	990		10
38					エクササイズルーム・トレーニングルーム	100%	660	7,246	○	990		10
39					入浴施設		サウナ・浴室	100%	660	7,246	○	990
40	秋田市農山村地域活性化センター条例	産業企画課	秋田市農山村地域活性化センター		研修室1	50%	138	239	○	207	11	

使用料等改定対象施設一覧表

この一覧表は、各施設のうち「コスト計算をした諸室」について算定料金等をまとめたものであり、各施設の詳細な改定後料金については使用料等改定対象施設概要書をご覧ください。

緑色のセルは、指定管理者制度導入施設

サービス分類
 ①公益的・必需的 - %
 ②公益的・選択的 50%
 ③私益的・必需的 - %
 ④私益的・選択的 100%

激変緩和適用一〇

No.	改正条例	所管課所室	施設名	施設名2	諸室名	受益者負担割合	現行料金(円)	算定料金(円)	激変緩和適用	改定後料金(円)	施設概要書No
41	秋田市農山村地域活性化センター条例	産業企画課	秋田市農山村地域活性化センター		研修室2	50%	163	282	○	244	11
42					研修室3	50%	205	353	○	307	11
43					研修室4	50%	162	280	○	243	11
44					多目的ホール	50%	405	3,482	○	607	11

使用料等改定対象施設概要書 (No. 001)

所管部局 (産業振興部)

- 1 名称 秋田市雄和奥椿岱地区第一市民農園 (椿台第一農園)
- 2 所在地 秋田市雄和椿川字奥椿岱194番地16ほか
- 3 規模等
 - (1) 構造等 市民農園 (附帯設備: 駐車場、水道、四阿、体験学習館 (農機具庫、農機具、トイレ、体験室))
 - (2) 面積 1,300㎡ (12区画)
 - (3) 開設年月 平成6年9月 (開設から29年)
 - (4) 料金改定年月日 平成26年4月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
令和元年10月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
 - (5) 施設の利用人数 令和4年度 11人
 - (6) 貸出区分・料金体系

名称	使用料	
	単位	金額
秋田市雄和奥椿岱地区第一市民農園	1平方メートルにつき	105円
		130円

※ 使用料中、上段の金額は現行使用料、下段の金額は改定使用料。

4 施設写真



使用料等改定対象施設概要書 (No. 002)

所管部局 (産業振興部)

- 1 名称 秋田市雄和前椿岱地区市民農園 (椿台ヒルズ市民農園)
- 2 所在地 秋田市雄和椿川字前椿岱44番地17ほか
- 3 規模等
 - (1) 構造等 市民農園 (附帯設備: 駐車場、水道、交流会館 (農機具、農機具庫、トイレ、休息室))
 - (2) 面積 2,309㎡ (29区画)
 - (3) 開設年月 平成6年9月 (開設から29年)
 - (4) 料金改定年月日 平成26年4月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
令和元年10月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
 - (5) 施設の利用人数 令和4年度 23人
 - (6) 貸出区分・料金体系

名称	使用料	
	単位	金額
秋田市雄和前椿岱地区市民農園	1平方メートルにつき	105円
		----- 130円

※ 使用料中、上段の金額は現行使用料、下段の金額は改定使用料。

4 施設写真



使用料等改定対象施設概要書 (No. 003)

所管部局 (産業振興部)

- 1 名称 秋田市雄和奥椿岱地区第二市民農園 (椿台スーパー農園)
- 2 所在地 秋田市雄和椿川字奥椿岱194番地13ほか
- 3 規模等
 - (1) 構造等 市民農園 (附帯設備: 管理棟、用具庫、駐車場、水道、東屋、トイレ)
 - (2) 面積 5,719㎡ (115区画)
 - (3) 開設年月 平成19年5月 (開設から16年)
 - (4) 料金改定年月日 平成26年4月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
令和元年10月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
 - (5) 施設の利用人数 令和4年度 91人
 - (6) 貸出区分・料金体系

名称	使用料	
	単位	金額
秋田市雄和奥椿岱地区第二市民農園	1平方メートルにつき	105円
		130円

※ 使用料中、上段の金額は現行使用料、下段の金額は改定使用料。

4 施設写真



使用料等改定対象施設概要書 (No. 004)

所管部局 (産業振興部)

- 1 名称 秋田市仁井田地区市民農園 (仁井田スーパー農園)
- 2 所在地 秋田市仁井田字小中島163番地1ほか
- 3 規模等
 - (1) 構造等 市民農園 (附帯設備: 管理棟、用具庫、トイレ、駐車場、水道)
 - (2) 面積 17,115㎡ (341区画)
 - (3) 開設年月 平成21年4月 (開設から14年)
 - (4) 料金改定年月日 平成26年4月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
令和元年10月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
 - (5) 施設の利用人数 令和4年度 327人
 - (6) 貸出区分・料金体系

名称	使用料	
	単位	金額
秋田市仁井田地区市民農園	1平方メートルにつき	115円 ----- 130円

※ 使用料中、上段の金額は現行使用料、下段の金額は改定使用料。

4 施設写真



使用料等改定対象施設概要書 (No. 005)

所管部局 (産業振興部)

- 1 名称 秋田市雄和体験学習館
- 2 所在地 秋田市雄和椿川字奥椿岱194番地1
- 3 規模等
 - (1) 構造等 木造平家建て
 - (2) 面積 183㎡
 - (3) 開設年月 平成8年3月(築27年)
 - (4) 料金改定年月日 平成26年4月1日(消費税率引き上げに伴う改定)
令和元年10月1日(消費税率引き上げに伴う改定)
 - (5) 施設の利用人数 令和4年度 186人
 - (6) 貸出区分・料金体系

貸出区分名	用途・概要等	使用料		
		午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで
研修室1	和室(52㎡)	310円	310円	370円
		200円	200円	240円
研修室2	和室(26㎡)	310円	310円	370円
		200円	200円	240円

※ 使用料中、上段の金額は現行使用料、下段の金額は改定使用料。

4 施設写真



使用料等改定対象施設概要書 (No. 006)

所管部局 (産業振興部)

- 1 名称 秋田市雄和椿台交流会館
- 2 所在地 秋田市雄和椿川字前椿岱44番地21
- 3 規模等
 - (1) 構造等 木造平家建て
 - (2) 面積 130㎡
 - (3) 開設年月 平成8年1月(築27年)
 - (4) 料金改定年月日 平成24年4月1日(受益と負担の適正化に伴う改定)
令和元年10月1日(消費税率引き上げに伴う改定)
 - (5) 施設の利用人数 令和4年度 40人
 - (6) 貸出区分・料金体系

貸出区分名	用途・概要等	使用料		
		午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで
研修室	和室 (17㎡)	210円	210円	250円
		100円	100円	120円
休憩ホール	洋室 (18㎡)	210円	210円	250円
		100円	100円	120円
交流ホール	洋室 (35㎡)	210円	210円	250円
		100円	100円	120円

※ 使用料中、上段の金額は現行使用料、下段の金額は改定使用料。

4 施設写真



使用料等改定対象施設概要書 (No. 007)

所管部局 (産業振興部)

- 1 名称 秋田市リフレッシュガーデン
 2 所在地 秋田市御所野地藏田三丁目1番2号
 3 規模等
 (1) 構造等 9ホール、1,195ヤード、パー29
 (付帯施設：管理棟、機械格納庫)
 (2) 面積 93,975㎡
 (3) 開設年月 平成5年4月 (開設から30年)
 (4) 料金改定年月日 平成26年4月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
 平成29年4月1日 (業務委託への移行に伴う改定)
 令和元年10月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
 (5) 施設の利用人数 令和4年度 5,746人
 (6) 貸出区分・料金体系

施設	区分		単位	金額
ゴルフコース	平日	一般	1人1日につき	1,630円
				2,445円
		高校生以下		無料
				無料
	日曜日、 土曜日お よび休日	一般	1人3月につき	2,640円
				3,455円
		高校生以下		無料
				無料
		1人1年につき	50,920円	
			73,350円	

※ 使用料中、上段の金額は現行使用料、下段の金額は改定使用料。

4 施設写真



使用料等改定対象施設概要書 (No. 008)

所管部局 (産業振興部)

- 1 名称 秋田市中高年齢労働者福祉センター
 2 所在地 秋田市八橋南一丁目8番7号
 3 規模等
 (1) 構造等 鉄筋コンクリート造・鉄骨造2階建
 (2) 面積 2,822.37㎡
 (3) 開設年月 昭和58年11月(築39年)
 (4) 料金改定年月日 平成26年4月1日(消費税率引き上げに伴う改定)
 令和元年10月1日(消費税率引き上げに伴う改定)
 (5) 施設の利用人数 令和4年度 77,054人
 (6) 貸出区分・料金体系

区分		用途・概要等	利用料金の限度額			
			午前	午後	夜間	回数券 11回
			午前9時～ 午後0時30分	午後1時～ 午後4時30分	午後5時30分 ～午後9時	
教養施設	第一研修室	95.35㎡	1,079円	1,079円	1,184円	-
			1,618円	1,618円	1,776円	
	第二研修室	45.25㎡	534円	534円	639円	-
			801円	801円	958円	
	講習室	53.28㎡	534円	534円	639円	-
801円			801円	958円		
第一クラブ室	36.48㎡	639円	639円	754円	-	
第二クラブ室	個人	-	210円	210円	210円	-
			315円	315円	315円	
体育施設	体育館、プールおよびトレーニング室	個人	210円	210円	210円	2,100円
			315円	315円	315円	3,150円
	スポーツサウナ	個人	-	550円	550円	550円
			825円	825円	825円	8,250円

※11月1日から翌年の3月31日までの間に専用の区分の施設を利用する場合は、暖房の利用料金として、当該施設の利用料金の限度額の3割に相当する額を加算する。

※利用料金のうち、上段の金額は現行利用料金、下段の金額は改定利用料金。

4 施設写真



使用料等改定対象施設概要書 (No. 009)

所管部局 (産業振興部)

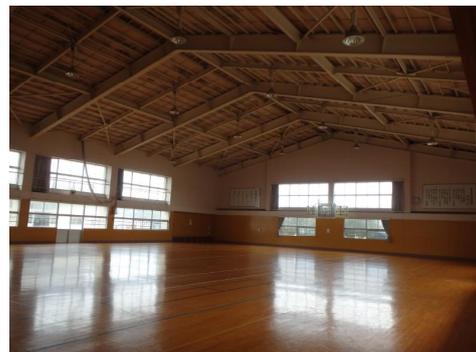
- 1 名称 秋田市勤労者体育センター
- 2 所在地 秋田市新屋鳥木町2番55号
- 3 規模等
 - (1) 構造等 鉄骨造平屋建
 - (2) 面積 996.56㎡
 - (3) 開設年月 昭和62年4月(築36年)
 - (4) 料金改定年月日 平成26年4月1日(消費税率引き上げに伴う改定)
令和元年10月1日(消費税率引き上げに伴う改定)
 - (5) 施設の利用人数 令和4年度 18,161人
 - (6) 貸出区分・料金体系

区分	用途・概要等	利用料金の限度額					
		午前9時～ 午前11時	午前11時 ～午後1時	午後1時～ 午後3時	午後3時～ 午後5時	午後5時～ 午後7時	午後7時～ 午後9時
専用 利用	全面 812.5 ㎡	1,571円 ----- 2,356円	1,571円 ----- 2,356円	1,571円 ----- 2,356円	1,571円 ----- 2,356円	1,571円 ----- 2,356円	1,571円 ----- 2,356円
	半面 406.25 ㎡	786円 ----- 1,178円	786円 ----- 1,178円	786円 ----- 1,178円	786円 ----- 1,178円	786円 ----- 1,178円	786円 ----- 1,178円
個人 利用	—	105円 ----- 157円	105円 ----- 157円	105円 ----- 157円	105円 ----- 157円	105円 ----- 157円	105円 ----- 157円

※専用利用の場合であって照明設備を利用するときは、1時間につき330円を加算する。

※利用料金のうち、上段の金額は現行利用料金、下段の金額は改定利用料金。

4 施設写真



使用料等改定対象施設概要書 (No. 010)

所管部局 (産業振興部)

- 1 名称 秋田市勤労者総合福祉センター
 2 所在地 秋田市御所野地蔵田三丁目1番1号
 3 規模等
 (1) 構造等 鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造地下1階付5階建
 (2) 面積 10,153.51㎡
 (3) 開設年月 平成4年11月(築30年)
 (4) 料金改定年月日 平成26年4月1日(消費税率引き上げに伴う改定)
 令和元年10月1日(消費税率引き上げに伴う改定)
 (5) 施設の利用人数 令和4年度 169,139人
 (6) 貸出区分・料金体系
 教養文化施設

区分	用途・概要等	利用料金の限度額		
		午前	午後	夜間
		午前9時～ 午後0時30分	午後1時～ 午後4時30分	午後5時30分 ～午後9時
多目的ホール	415㎡	27,500円	27,500円	27,500円
		22,874円	22,874円	22,874円
第1リハーサル室	47㎡	2,200円	2,200円	2,200円
		2,591円	2,591円	2,591円
第2リハーサル室	68㎡	2,200円	2,200円	2,200円
		3,300円	3,300円	3,300円
第1会議室	182㎡	6,600円	6,600円	6,600円
		9,900円	9,900円	9,900円
第2会議室	66㎡	6,600円	6,600円	6,600円
		3,638円	3,638円	3,638円
第3会議室	104㎡	6,600円	6,600円	6,600円
		5,732円	5,732円	5,732円
第4会議室	113㎡	-	-	-
		6,228円	6,228円	6,228円
和室文化教室	44㎡	4,400円	4,400円	4,400円
		2,425円	2,425円	2,425円
茶室	23㎡	4,400円	4,400円	4,400円
		2,200円	2,200円	2,200円
文化教室	42㎡	2,200円	2,200円	2,200円
		据え置き	据え置き	据え置き
和室サークル室第1	24㎡	2,200円	2,200円	2,200円
		1,323円	1,323円	1,323円
和室サークル室第2	24㎡	2,200円	2,200円	2,200円
		1,323円	1,323円	1,323円

サークル室	52㎡	2,200円	2,200円	2,200円
		2,866円	2,866円	2,866円
防音サークル室	37㎡	2,200円	2,200円	2,200円
		据え置き	据え置き	据え置き
第1研修室	39㎡	2,200円	2,200円	2,200円
		据え置き	据え置き	据え置き
第2研修室	39㎡	2,200円	2,200円	2,200円
		据え置き	据え置き	据え置き
視聴覚室	94㎡	6,600円	6,600円	6,600円
		5,181円	5,181円	5,181円
パソコン実習室	117㎡	6,600円	6,600円	6,600円
		据え置き	据え置き	据え置き
調理実習室	107㎡	6,600円	6,600円	6,600円
		5,898円	5,898円	5,898円
美術工芸室	110㎡	6,600円	6,600円	6,600円
		据え置き	据え置き	据え置き

※利用者が営利を目的として利用する場合又は入場料もしくはこれに類するものを徴収する場合の利用料金の限度額は、この表の規定に基づき算定した額の3倍に相当する額とする。

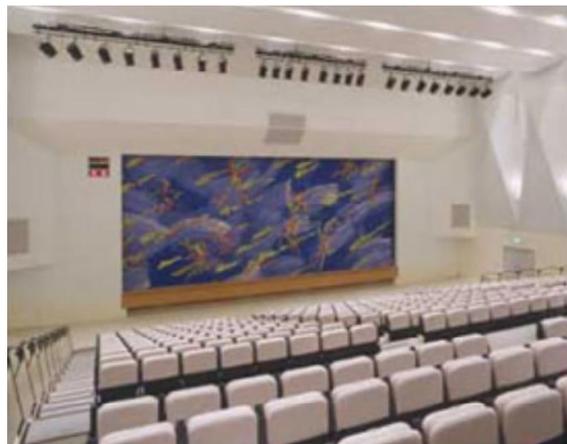
体育施設

区分		用途・概要等	利用料金の限度額		
			午前	午後	夜間
			午前9時～ 午後0時30分	午後1時～ 午後4時30分	午後5時30分 ～午後9時
体育館（全面）	専用	1300㎡	8,800円	8,800円	8,800円
			13,200円	13,200円	13,200円
体育館（半面）	専用	650㎡	4,400円	4,400円	4,400円
			6,600円	6,600円	6,600円
エクササイズルーム	専用	80㎡	2,200円	2,200円	2,200円
			3,300円	3,300円	3,300円
体育館、トレーニングルーム、エクササイズルーム、サウナ、浴室およびロッカー室	個人	—	660円	660円	660円
			990円	990円	990円

※利用者が、営利を目的として利用し、又は入場料もしくはこれに類するものを徴収して利用できる施設は、体育館(全面)とする。この場合において、その利用に係る利用料金の限度額は、この表の規定に基づき算定した額の6倍に相当する額とする。

※教養文化施設および体育施設の利用料金のうち、
上段の金額は現行利用料金、下段の金額は改定利用料金。

4 施設写真



使用料等改定対象施設概要書 (No. 011)

所管部局 (産業振興部)

- 1 名称 秋田市農山村地域活性化センター
 2 所在地 秋田市上新城五十丁字小林190番地1
 3 規模等
 (1) 構造等 (旧校舎) 鉄筋コンクリート造2階建
 (旧体育館) 鉄骨造1階建
 (2) 面積 (旧校舎) 1,826㎡
 (旧体育館) 853㎡ 渡り廊下部分含む
 (3) 開設年月 (旧校舎) 平成3年3月 (旧体育館) 平成2年1月
 ※さとびあとしては、平成31年4月に開設
 (4) 料金改定年月日 令和元年10月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
 (5) 施設の利用人数 令和4年度 12,407人
 (6) 貸出区分・料金体系

施設	用途・概要等	利用料金 (限度額)	
		単位	金額
研修室1	57.6㎡	1時間 につき	138円
			207円
研修室2	68.0㎡		163円
			244円
研修室3	85.0㎡		205円
			307円
研修室4	67.5㎡		162円
			243円
多目的ホール	838.94㎡		405円
		607円	
冷房設備	研修室1～4	82円	
		123円	
暖房設備	研修室1～4	92円	
		138円	
照明設備	多目的ホール	102円	
		据え置き	

※金額のうち、上段は現行利用料金、下段は改定利用料金。

4 施設写真



秋田市卸売市場再整備基本計画策定の検討状況について

1 新たな施設配置案について

施設配置案については、基本構想において別紙1のとおり「パターン1」と「パターン2」の2案を示していたが、本年4月から6月にかけて実施したプレヒアリング(※1)や、5月に実施した第1回部門別ワーキング部会(※2)での意見などを踏まえ、新たに「パターン3」を作成したものである。

なお、「パターン3」では、基本構想において、現在の位置に残すことを前提としていた市場敷地内の民間施設（低温物流センター）についても移転することとしている。

※1 工期短縮や余剰地の活用等について、11月以降に予定しているPFI方式等導入可能性調査に先立ち、民間事業者を対象に実施したもの

※2 卸売市場内の青果部、水産物部、花き部など、部門ごとに計画策定に向け意見聴取を行うもの

2 これまでの検討状況

(1) 第2回部門別ワーキング部会

ア 実施期間 令和5年8月7日（月）～8日（火）

イ 対象者 青果部7事業者、水産物部6事業者、花き部4事業者

ウ 内容 別紙1のとおり、3つの配置案について意見を聴取した。

エ 主な意見

- ・青果低温センターを青果棟に隣接した配置にしてほしい。（青果部）
- ・冷凍・冷蔵庫の配置や荷物の積み下ろし動線に配慮してほしい。（水産物部）
- ・商品の品質管理や労働環境の向上のため温度管理に配慮してほしい。（花き部）
- ・市場全体のまとまりや物流動線を考慮すると、パターン3が望ましい。（3部共通）

(2) 第2回市場内検討会議

ア 実施期間 令和5年9月11日（月）

イ 対象者 市場内事業者 19事業者

ウ 内容 部門別ワーキング部会を踏まえた施設配置案について

エ 主な意見

- ・施設配置や物流動線など総合的に判断すると、パターン3が良いと思う。
- ・工期については、更に短縮できないか検討してほしい。
- ・市場内の電気使用量をまかなえるように、再生可能エネルギーの導入を検討してはどうか。

3 今後の方針

別紙2のとおり、3つのパターンを比較検討した結果、基本計画では、工期が最も短くなることに加え、物流動線が良いことなど、市場内事業者の評価が高い「パターン3」を基本として、施設配置案の検討を進めることとしたい。

4 今後のスケジュール

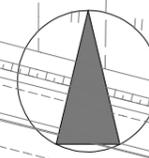
別紙3のとおり

秋田市卸売市場計画案パターン別概要

		パターン1	パターン2	パターン3
敷地面積		145,785 m ² (図上算出)		
全体工期 (概算)		5期 82 か月	4期 72 か月	3期 67 か月
余剰地位置・面積 (概算)		南側 42,500 m ²	東-南 41,700 m ²	北側 46,400 m ²
余剰地活用時期		71 か月 (5年11か月) 後	66 か月 (5年6か月) 後	67 か月 (5年7か月) 後
計画の特徴		<ul style="list-style-type: none"> ・青果物棟・水産物棟を一体的施設にできる。 ・青果物棟、水産物棟の中央部に大屋根をかけることができる。 ・北側および西側に車両入り口を設ける。 ・各部門共卸売場、仲卸売場に対して買荷保管スペースが付属する。 ・水産物冷凍・冷蔵庫は別棟。 ・バナナ棟、加工センター、倉庫棟は庇を介して売場と近接配置。 ・物流センター棟として配置。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各部門別に施設を分棟配置。 ・各部門共卸売場、仲卸売場に対して買荷保管スペースが付属する。 ・北側および西側に車両入り口を設ける。 ・水産物冷凍・冷蔵庫棟は一体型、別棟型可。 ・バナナ棟、加工センター、倉庫棟は庇を介して売場と近接配置。 ・物流センター棟として配置。 	<ul style="list-style-type: none"> ・青果物棟・水産物棟を一体的施設にできる。 ・青果物棟、水産物棟の中央部に大屋根をかけることができる。 ・各部門共卸売場、仲卸売場に対して買荷保管スペースが付属する。 ・バナナ棟、加工センター、低温センター、倉庫棟は庇を介して青果物棟と一体。 ・水産物冷蔵庫棟は、卸～仲卸間に一体配置。 ・立体駐車場は3部門に近接配置。 ・3部門に近接して物流センター棟配置。 ・共用となるゴミ集積場を、3部門に近接して設置。
長所		<ul style="list-style-type: none"> ・場内一方向の物流動線が構成できる。 ・青果物・水産物部の一体性をもたせることで、物流の明解な動線やコールドチェーンの意図が明確にすることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・場内一方向の物流動線が構成できる。 ・西側道路から直線的なアクセスができるようになり、入出場が容易になる。 ・駐車場は比較的確保しやすいが、場内事業用地は少なくなる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・工期が最も短い。 ・青果物・水産物部の一体性をもたせることで、物流の明解な動線やコールドチェーンの意図が明確にすることができる。 ・西側道路から直線的なアクセスができるようになり、入出場が容易になる。 ・建物外周に庇を回すことにより、パレット置場や多様な動線を確保することができる。
短所		<ul style="list-style-type: none"> ・第一期水産物棟の敷地を十分に確保できないため、水産物棟が二期に分かれる (買荷保管スペースが第二期)。 ・その間は、卸・仲卸各売場から出荷。 ・工期が最も長い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・余剰地の形態がL型となり、活用に制約となる可能性がある。 ・分棟型配置のため、市場全体としてのまとまりに若干かける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・みづき既存施設を移設する必要がある。 ・バナナ棟を一時的に使用できない期間が発生する。
駐車場 (計画上の配置)	立駐	400 台	480 台	300 台
	普通車	180 台	480 台	320 台
	中型 4t	120 台	100 台	119 台 (大型 28 台含む)
場内事業活用可能用地		約 8,000 m ²	約 3,100 m ²	約 7,200 m ²

秋田市卸売市場再整備基本計画スケジュール

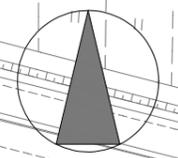
項目	令和5年(2023年)									令和6年(2024年)					
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
市議会			6月定例会 ※検討状況報告 補正予算案			9月定例会 ※施設配置案の提示		議会説明 ※各施設の規模と 配置について	11月定例会 ※基本計画骨子案説明			2月定例会 ※基本計画素案説明 当初予算案			6月定例会 ※基本計画案説明
市場運営協議会				市場運営協議会 ※検討スケジュール説明			市場運営協議会 ※各施設の規模と 配置について	市場運営協議会 ※基本計画骨子案説明	市場運営協議会 ※基本計画素案説明		市場運営協議会 ※基本計画素案説明			市場運営協議会 ※基本計画案説明	
パブリックコメント												※基本計画素案公表 パブリック コメント			
市場内検討会議	4/21 第1回 市場内 検討会議 ※検討スケジュール説明					9/11 第2回 市場内 検討会議 ※施設配置案の提示	第3回 市場内 検討会議 ※各施設の規模と 配置について	第4回 市場内 検討会議 ※基本計画 骨子案説明			第5回 市場内 検討会議 ※基本計画素案説明			第6回 市場内 検討会議 ※基本計画案説明	
部門別ワーキング部会		5/29 ~30 第1回 部門別 ワーキン グ部会 ※各部門ごとの施設配置について 個別ヒアリング実施について		8/7 ~8 第2回 部門別 ワーキン グ部会 ※施設配置案の検討		10/11 ~12 第3回 部門別 ワーキン グ部会 ※整備主体、 市場使用料について		第4回 部門別 ワーキン グ部会 ※第1次基本計画の 修正				第5回 部門別 ワーキン グ部会 ※基本計画案の検討			
基本計画策定	前提条件の整理・確認		第1次基本計画案の作成				第1次基本計画案の修正		基本計画書の作成						
	計画条件の整理						長期財政収支の検討								
	市場内事業者の意見集約				市場内調整		市場内合意								
	プレヒアリング 4/25~6/6		PFI方式等導入可能性調査												
土壌汚染状況調査委託				入札・契約	土壌汚染状況調査委託										
地質調査委託				入札・契約	地質調査委託										
外旭川地区まちづくり		第1回 懇話会 5/11			第2回 懇話会 8/31		第3回 懇話会 11/8			第4回 懇話会 1/31					
	分科会(随時開催)											基本計画策定			



既存市場全体配置図



至 八橋



パターン3市場全体配置図

